

2023/10/29
自治労女性労働学校

反戦平和と憲法 ～私たち女性の課題～

配布用レジュメ

伊藤塾塾長
弁護士 伊藤 真

1

憲法を学ぶ意義

- 1 憲法を使いこなして自分らしく生きる力を身につけるため(自分が幸せになるために)
- 2 社会のメンバーとしての役割を果たすため(社会をよりよくするために)
- 3 選挙や憲法改正国民投票のときに、主権者として自分の考えでしっかりと判断できる力をつけるため(未来を灰色にしないために)

私たちは誰もが政治や憲法に無関心ではいられても、無関係ではられない。

2

国民が政治、憲法、人権に 無関心でいるうちに

この国のかたちが
変わってきているようです。

3



JAPAN'S CHOICE
Prime minister Fumio Kishida wants to abandon decades of pacifism and make his country a true military power

日本の選択
岸田首相は何十年の平和主義を捨てて、彼の国を真の軍事国家にしたいと思っている。

2023/5/12発売号

4

麻生副総裁の発言

- <ナチス発言> (2013/7/29)
 - 「憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね。わーわー騒がないで。」
 - ← 国民的議論を不要とするもの
 - ← あれから10年、今の日本は？
- <戦う覚悟発言> (2023/8/8) @台湾
 - 「今ほど日本、台湾、アメリカをはじめとした有志の国々に非常に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている時代はないのではないか。戦う覚悟です。いざとなったら、台湾の防衛のために防衛力を使う」

5

自民党改憲案 (2018年)

<9条の2>

- 1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
- 2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

6

- ・2022年12月16日 防衛3文書閣議決定(反撃能力含む)
 - ・2022年12月24日 トマホーク大量購入含む防衛費6兆8219億の予算を閣議決定
 - ・2023年1月11日 日米安全保障協議委員会(2+2)
 - ・2023年1月13日 **日米首脳会談「防衛力の抜本的強化」「そのための予算拡充」を米国に約束**
- ・共同声明において日米両国は「日米同盟の現代化」という名の下に日米同盟を対中国等を念頭においた軍事同盟へとさらに強化することに合意し具体策を列記した。
- ・**あえて国会閉会中に、防衛政策の大転換を閣議決定し、米国と合意してきて、それを既成事実として進める。これは国会軽視であり、国民主権、立憲主義に反する。**

7

- ・ 集団的自衛権を行使する中での反撃能力保有は**先制攻撃能力の準備**であり、明らかな憲法違反である。
- ・ さらに5年後の2027年度に**GDP比2%**に達する予算措置(5年間で43兆円)を講じるために**増税を検討**。
軍事費世界第3位 一人当たりGDP G7最下位に転落
- ・ 反撃能力保有は決まったものとして**国会では財源論のみを議論**しようとしている不誠実さ。
 →岸田首相は国民に「理解を深めてもらえるよう丁寧な説明を行っていく」とのこと。しかし、説明は一切ない。
- ・ 国民の憲法への無関心をいいことに**日本を軍事優先の国に変えてしまうような重大な「国のかたち」(国防政策)の大転換**が行われようとしている。
- ・ このように日本の「国のかたち」すなわち、憲法秩序を根本的に変容させることができるのは、**主権者国民のみならず、主権者を無視するものであり、立憲主義に違反**

8

2023年憲法改正世論調査 5/3

	憲法改正		9条改正	
	賛成	反対	賛成	反対
読売新聞	61%	33%	54% ※自衛隊明記	38% ※自衛隊明記
朝日新聞	52%	37%	37%	55%
毎日新聞	35% ※岸田首相在任中	47% ※岸田首相在任中	55%	31%
共同通信	72% ※どちらかといえば否	27%	-	-
JNN	48%	35%	-	-
NHK	35%	19%	32%	30%
産経新聞	52.4%	35.5%	-	-
佐賀新聞	72% ※どちらかといえば否	19%	53%	45%
南日本新聞	63.5% ※どちらかといえば否	30.9% ※どちらかといえば否	50.8% ※どちらかといえば否	42.2% ※どちらかといえば否

9

反撃能力保有に関する世論調査2022/12

	反対	賛成
毎日新聞※2022.5.21実施	22%	66%
時事通信※2022.6.10-13実施	19.2%	60.9%
読売新聞※2022.11.6報道	41%	52%
共同通信※2022.11.26-27実施	35%	60.8%
朝日新聞※2022.12.17、18実施	38%	56%
JNN産経※2022.12.17-18実施、自民支持層	-	75.9%
JNN産経※2022.12.17-18実施、無党派	-	54.3%
JNN産経※2022.12.17-18実施、立民支持層	53.3%	33.6%
JNN産経※2022.12.17-18実施、男性	23.8%	72.8%
JNN産経※2022.12.17-18実施、女性	41.4%	49.2%
日本経済新聞※2022.12.23-25実施	31%	60%
沖縄テレビとJX通信社※2023.1.14-15実施	40.96%	38.75%

10

国民が政治、憲法、人権に
無関心でいるうちに

憲法を破壊するファシズムが、
近づいてきているようです。

11

ファシズムとは？

- ・ 国家や社会など全体を最優先させる政治
(独裁的な国家主義)

★一人ひとりの自由よりも国が戦争で勝つことを優先。
★一人ひとりの利益よりも国が領土を拡大することを優先。
しかも、

国家を優先させるのに暴力など手段を選ばない。

12

ファシズムの初期の兆候

- ・強力で継続的なナショナリズム
 - ・人権の軽視
 - ・団結の目的のため敵国を設定
 - ・軍事優先(軍隊の優越性)
 - ・はびこる性差別
 - ・マスメディアのコントロール
 - ・安全保障強化への異常な執着
 - ・宗教と政治の一体化
 - ・企業の力の保護
 - ・抑圧される労働者
 - ・知性や芸術の軽視
 - ・刑罰強化への執着
 - ・身びいきの蔓延や腐敗(汚職)
 - ・詐欺的な選挙
- Early Warning Signs of Fascism
Dr. Lawrence Britt
U.S. Holocaust Museum
より¹³

ウクライナ戦争

- ・ロシアによるウクライナへの軍事進攻は国際法違反であり、正当化できない。
- ・常任理事国が国連憲章を破り、核兵器使用の可能性まで否定しないことは戦後秩序への挑戦であり、許されないこと。
- ・こうした事態に至っても、あくまでも法の支配を主張し続けることが重要。

全人類への挑戦

14

軍事侵攻から1年経過後の犠牲者数

- 1 ウクライナ民間人の死者数 (2023/10 国連高等弁務官事務所発表)
 - 子ども560人を含む9,806人死亡
 - ※マリウポリなどの戦闘が続く場所、ロシア軍支配地域の死者数は集計に含まれず
- 2 兵士や戦闘員の死傷者数
 - (1) ウクライナ軍※2022.12 ウクライナ発表
 - 死者1万~1万3,000人
 - (2) ロシア軍
 - 2022.9ロシア発表ではウクライナ軍戦死者6万1207人
 - 2022.9ロシア発表ではロシア軍戦死者5,937人
 - 2023.2.17イギリス国防省発表
 - 死傷者17万5000人~20万人
 - うち死者4万人~6万人
 - ウクライナ軍参謀本部発表ではロシア軍戦死者14万4440人
- 3 避難民
 - 日本への避難民 2,092人
 - 約630万人以上※2023.6国連高等弁務官事務所発表

教訓いろいろ

- ・侵略者は**自衛を口実**にすること。
- ・戦争当事国は**情報統制**を行うこと(戦争プロパガンダ)。
- ・**抑止は失敗する**。そのときの犠牲は大きく、抑止力への依存は極めて危険であること。
- ・核保有国を相手に**敵基地攻撃などできない現実**。
- ・戦争はそれぞれの言い分があり、始まってしまうと**停戦が極めて困難**なこと。
- ・為政者が**何を最も大切に守ろうとするのか**によって結果が違ってくること。
- ・民主主義を標榜する国においては**国民の責任**も免れないこと。
- ・9条改憲に短絡的に結びつけようとする人がいること。 16

戦争プロパガンダ

- 1 われわれは**戦争をしたくはない**。
- 2 しかし**敵側が一方的な戦争を望んだ**。
- 3 **敵の指導者は悪魔**のような人間だ。
- 4 われわれは領土や覇権のためではなく**偉大な使命**のために戦う。
- 5 われわれも誤って犠牲を出すことがある。だが**敵はわざと**残虐行為におよんでいる。
- 6 **敵は卑劣な兵器や戦略**を用いている。
- 7 われわれの受けた被害は小さく、**敵に与えた被害は甚大**
- 8 **芸術家や知識人も正義の戦い**を続けている。
- 9 われわれの**大義は神聖**なものである。
- 10 この正義に**疑問を投げかける者は裏切り者**である。
アーサー・ボンソンビー「戦時の嘘」(1928年)

17

イスラエルとパレスチナ・ハマスとの戦争

- ・イスラエルでは挙国一致内閣が樹立。
野党党首も「今は戦時で団結して勝利する時だ」
国防大臣は「ハマスを地上から消し去る」と発言。
- ・しかし、ハマスとパレスチナ市民を区別することは、220万人も生活し、世界一の人口密度とも言われるガザ地区において不可能。電気水道止められて完全封鎖されている。住民の避難も困難を極めていて、民間人の被害がますます増えるおそれ。
- ・イスラエルはハマスによるテロ攻撃への報復というが、テロという言葉は極めて政治的、恣意的に使われる。9.11も「テロとの闘い」として犯罪を戦争にした。
- ・ミサイルだけでなく、サイバー戦、フェイク情報も乱れ飛んでいる。

- パレスチナ問題は、宗教対立や英国の悪名高い「三枚舌外交」などの根深い原因が根底にある。
- パレスチナからすれば、イスラエルによる国際法違反の領土拡大に対して領土奪還の闘い。
↳西側諸国はウクライナの領土奪還は支援。
- イスラエルがガザ地区に違法な軍事侵攻するたびに国連安保理でアラブ諸国が非難決議を採択しようとしたが、米国が拒否権発動で潰してきた過去。↳ウクライナ戦争のロシア
- イスラエルは、人口当たりの核シェルター普及率は100%。軍事力には圧倒的な差があるが、それでも1000人越える市民の被害。人質も犠牲。

イスラエル戦争からの教訓

- 軍事力増強に走っても、戦争になれば国民・市民の被害は防げない。
- 軍事力では何も解決しない。
- 戦争に備えるのではなく、戦争の回避こそが重要。
- 日本は、一方に肩入れするのではなく、あくまでも停戦を求め続けるべき。

改めて憲法9条の意義と重要性を再確認する。

憲法は何のためにあるのでしょうか？

なぜ法律に従うのだろう？

その地域や時代の**多数の人の意見**に従っているから(手続きが正しい)

↓では

多数意見の内容も常に正しいのか？

↓

NO 情報操作、雰囲気、目先の利益に惑わされる

人間は間違いを犯すことがある

「わが闘争」(ヒトラー)

「**大衆の理解力は小さいが、忘却力は大きい**。効果的な宣伝は重点をうんと制限して、これをスローガンのように利用し、...最後の1人まで思い浮かべることができるように**継続的**に行わなければならない。...問題に対する**主観的・一方的態度**が重要。代表すべきものを専ら強調すること。...大衆は...純粋に理性的判断からでもなく、動揺して疑惑や不安に傾きがちな人類の子供から成り立っている。...民衆の圧倒的多数は**冷静な熟慮よりもむしろ感情的な感じ**で考え方や行動を決める。この感情は**単純**であり、...肯定か否定か、愛か憎しみか、正か不正か、真か偽りか。...大衆に確信させるために...**何千回も繰り返すこと**。」

ヘルマン・ゲーリング元帥

「もちろん、人々は戦争を望みません。運がよくてもせいぜい五体満足で帰ってくるぐらいしかないので、貧しい農民が戦争に命を賭けたいわけがありません。一般人は戦争を望みません。ソ連でも、イギリスでも、アメリカでも、そしてその点ではドイツも同じことです。ですが、**政策を決めるのはその国の指導者**です。それに人々を従わせるのはどんな政治体制であろうと、常に簡単なことです。...国民にむかって、**われわれは攻撃されかかっているのだと煽り**、平和主義者に対しては、愛国心が欠けているし、国を危険に曝しているとは非難すればよいのです。この方法は**どんな国でもうまくいきますよ**。」

人々の不安に対応する「安心保障」の危うさ

安全(⇔危険)と安心(⇔不安)を区別する賢さを持つことが必要

憲法の必要性

多数意見が常に正しいわけではない



多数意見にも歯止めが必要
多数意見でも奪えない価値があるはず
(法律でも)



これを予め決めておくのが憲法

人権(特に少数者の)

平和

立憲主義と民主主義

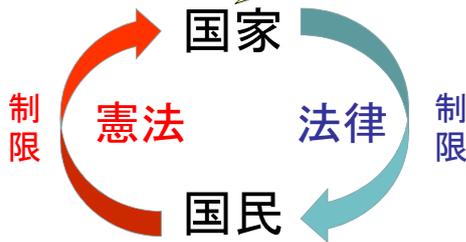
近代国家の
世界標準

- 政治権力を憲法で縛るという考え方を、立憲主義という(憲法に基づく政治)。
→国王の横暴に歯止めをかけるために生まれた(英国:マグナカルタ・1215年)。
→民主主義社会においては多数派による民意を反映した政治権力にも歯止めをかけるという意味を持つ。

民主主義vs立憲主義
(アクセル) (ブレーキ)

憲法と法律

国民が人為的に
作った権力の主体



憲法は文化・歴史・伝統・宗教
からは中立であるべき

憲法とは

- 憲法とは、国家権力を制限して国民の権利・自由を守る法
(人権)

あくまでも人権保障が目的(近代国家共通)

さらに戦争させないことも目的とした点に
日本の立憲主義の特長がある。

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる責任があるだけ

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。



国会議員、官僚、裁判官など公務員に憲法を守らせるために主体的に行動することを国民に求めている。

最後は市民の力。
主権者意識・憲法意識の重要性。

「日本国憲法」制定の経緯と
大切な価値を知っておきましょう

31

近代日本の歩み

- 明治から第二次世界大戦敗戦 (1868~1945)
 - 近代国家建設の過程
 - 不平等条約をいかに改訂させるか。
 - 立憲君主制
 - 天皇主権、上からの改革
 - 国家や天皇のための個人の自己犠牲には価値がある。
 - 個人の自由よりも富国強兵を重視
 - 軍備拡張と経済発展という国家優先による近代化
 - 自由民権運動と大日本帝国憲法発布(1889.2.11)
 - その後、大正期における立憲主義と昭和の挫折

法体系
政治制度
経済システム

32

日本国憲法制定の経緯

- 1868年 明治維新
- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦
- 1946年2月 マッカーサー草案
- 6月~10月 議会での審議・議決
- 11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

戦前の日本は
「家」制度の下で
個人主義を徹底して排除

女性参政権も肯定
但し沖縄を排除

33

日本国憲法制定の経緯

- 1868年 明治維新
- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦
- 1946年2月 マッカーサー草案
- 6月~10月 議会での審議・議決
- 11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

77年間戦争し続けた
戦前の日本

近代国家の歩みが戦前に
逆戻りしてしまうのか、今、
重要な岐路に立っている

77年間戦争しない
戦後の日本

34

明治憲法から日本国憲法へ ～憲法価値の転換～

<戦前の日本> <ul style="list-style-type: none"> 天皇主権 戦争し続けた国 臣民の権利にすぎない国 教育を利用した国 宗教を利用した国 障害者、女性、子どもを差別した国 貴族・財閥・大地主のいる国 自己責任を強いる国 徹底した中央集権の国 国家のための個人 (国家主義・全体主義)	→ <ul style="list-style-type: none"> 国民主権 戦争できない国 天賦人権思想の国 教育内容を介入しない国 政教分離 差別のない国 格差を是正する国 福祉を充実させる国 地方自治を保障する国 個人のための国家 (個人の尊重・個人主義)
--	--

国家・天皇を大切にす → 一人ひとりを大切にす

35

	明治憲法	日本国憲法
目的	国家	個人
	↑	↑
手段	臣民	国家

36

日本国憲法の根本価値

- 憲法13条前段(個人の尊重)
「すべて国民は個人として尊重される。」

一人ひとりの自由を保障し、誰もが人間としての尊厳を持って個として尊重されて、生きることができるようにすることをめざす。
→一人ひとりを大切にす。

存在価値の保障

37

個人の尊重(個人の尊厳)

- 人は皆違う(個として尊重)→多様性
→人と違うことはすばらしい



違いを認め合って共生できる寛容な社会をめざす。

- 人は皆同じ(人として尊重)→包摂性
→人間として生きる価値がある点では皆同じ

1人1人の存在自体に価値があるのであり、個人の幸せのために国がある。

38

「人は皆違う」のプラスとマイナス

人類はその多様性ゆえに進歩し、発展してきた。

人類はその多様性ゆえに憎しみ、破壊してきた。

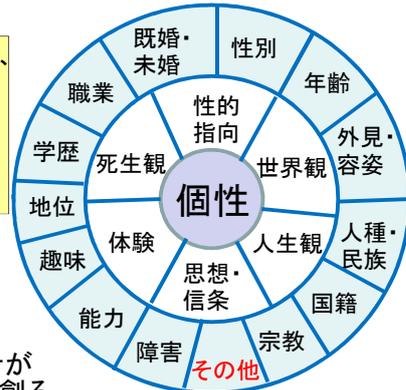
特に他者への無知からくる恐れと不信から他者を排斥してきた。

39

人は皆違う

人権は感覚、感情、感性ではない。自分の中の壁を、学びと経験を通じて知性と理性で乗り越えるべきもの。

想像力と共感性が必要



無限の組み合わせがその人の個性を創る

ソジェスク 性の多様性(SOGIESC)



- 性的指向 (Sexual Orientation)
– 好きになる性であり恋愛感情や性欲が向かう先。
 - 性自認 (Gender Identity)
– 主観的に自分をどう自認するか。の性。
 - 性表現 (Gender Expression)
– 表現する性。仕草や服装の見た目、言葉遣いなど。
 - 身体の性的特徴 (Sex Characteristics)
– 身体の特徴としての生物学的な性。
- ★それぞれが男、女と2分できるものでなく、無限のグラデーションがある。

41

すべての要素において普通？

- 何が普通なのか。
- 誰が普通を定義するのか。
– 「女の身体に生まれて、自分を女と自認して、女らしい仕草をして、男を好きになる人」
– 「男の身体に生まれて、自分を男と自認して、男らしい仕草をして、女を好きになる人」
- この2つの多数派だけを普通という意味は？
- それは単にそれ以外の少数派を異端として排除する意味しかないのではないかと。

42

社会の多数派が やっけてしまいがちなこと

- 社会的弱者を少数者として無視する。
- 社会的弱者を異端視する。
- 社会的弱者を自己責任とする。
- 社会的弱者を価値がないとする。
- 社会的弱者を社会の負担とみる。
- 社会的弱者を自分とは無関係の不幸とみる。
- 少数派を弱者と決めつける。

想像力と共感力が必要

43

多様性を認め合うことから
他者への配慮や寛容も
可能になるのではないか。

社会は多様な人から成り立っている。

だから、立憲主義の本質

異質な他者との共存をめざすことが重要。

社会の異分子を排除して同質化を図ろうと

するのではなく、

お互いの違いを認め合う

個人の尊重がとても大切。

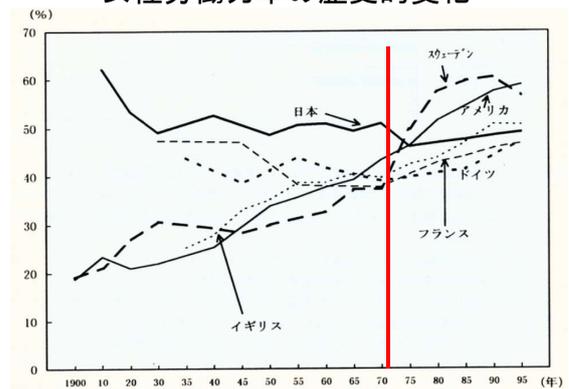
44

性別による差別

- ジェンダー平等の歴史
 - 日本だけでない(各国での克服の歴史)。
 - 女性差別だけでない。
 - 男性への差別、性の多様性
- 日本の特殊性
 - 戦前の家制度、天皇制(皇位継承の男系男子)
 - 職能分担に関する「日本固有の文化」という誤解
- 日本国憲法の平等 14条と24条
 - 特に24条を規定した意味(ペアテさん)。
- クォータ制、働き方改革、性の多様性への理解

45

女性労働力率の歴史的变化



<憲法24条>

1項

婚姻は、**両性の合意のみに**基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2項

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、**個人の尊厳と両性の本質的平等**に立脚して、制定されなければならない。

47

婚姻は当事者の意思のみによることを規定するものであり、同性婚を禁止するものではない。

個人の尊重と幸福追求権

<憲法13条>

• すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

→ 誰にも価値があり、幸せになる権利を持つ。

→ 自分の幸せは自分で決める(自己決定権)。

* それを追い求める自己実現の過程を人権として保障する。

→ 憲法はプロセス重視。生きる過程自体に価値がある。

* 学ぶ過程の中での自分の成長が重要

いかにによりよく生きるか。過程・プロセスが重要。

48

日本国憲法の平和主義について
考えてみます

憲法13条(個人の尊重)と平和

- 個人を戦争の道具にさせない
 - 一人ひとりのかけがえない**個人の命を、国に戦争の道具として使わせない。犠牲になるのは常に子どもや弱い人たち。**
- 戦争は最大の人権侵害であり、最悪の環境破壊。
 - だから日本は戦争をしない。
- 外国とも共存の道を最大限に追求する
 - 日本の国と異なる価値観の国であっても“ならずもの国家”として**武力によって排除することで解決しない。**
 - 力ではなく、あくまでも対話と協力による共存をめざす。

憲法9条を変えると、個人が尊重されない社会、力がものいう社会になってしまう。
だから変えてはいけません。

憲法の基本的な考え方

<前文第2項>

国連の集団安全保障の枠組み

- 日本国民は、恒久の平和を念願し、**相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。**われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。**

日本国憲法 第9条

1項

世界標準

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる**戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**」

パリ不戦条約から

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の**戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**」

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

世界の集団安全保障の流れを継承している

政府の立場

～9条が禁止する戦争とは？～

- 戦争＝侵略戦争＋自衛戦争
- 9条1項・2項で侵略戦争のみならず、自衛戦争も含め、一切の戦争を放棄

(憲法学の通説、政府見解)

～自衛権の位置づけ～

- 主権国家として持つ固有の自衛権は、**憲法外に基礎を置く権利** (最大判昭34.12.16, 砂川事件判決)

★自衛隊は自衛のため必要最小限の実力組織として9条2項の「戦力」にあたらぬ限り許される。

あくまでも個別的自衛権を行使する実力部隊として自衛隊は合憲とされてきたのであり、憲法実践として**集団的自衛権の行使は許されないとされてきた。**

自衛権発動のための三要件(2014年以前)

- ① 日本に対して急迫・不正の侵害がある(**違法性**)
 - 友好関係にある他国が攻撃されただけでは不十分
 - 集団的自衛権の行使否定**
- ② その侵害を排除するためにほかに手段がない(**必要性**)
 - 物理的な侵害行為がなく、警告や外交で問題を解決できる場合は要件を満たさない
- ③ 排除するために許される実力行使は必要最小限である(**均衡性**)
 - 専ら攻撃に使われる装備は許されない
 - ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母**

前文と9条の平和主義の下での 政府解釈の帰結 (2014年以前)

- 武力行使を**個別的自衛権行使に限定**
- 海外での自衛隊の武力行使を禁止** (自衛官の武器使用に限定)
- 攻撃的兵器保有の禁止 (弾道ミサイル、攻撃型空母、戦略爆撃機)
- 他国の武力行使との**一体化禁止**
 - 他国軍隊への支援は非戦闘地域、後方地域に限定
 - 支援内容も武力行使との一体化にならない範囲に限定
- 海外での自衛隊の活動を**後方支援、人道復興支援に限定**
 - 警護活動、安全確保活動、船舶検査活動のような前線での活動を行わない。
- 武器使用も自己保存権に基づくものに限定**
 - 任務遂行のための武器使用禁止
 - 危害射撃は刑法36条、37条に限定
 - 武器使用権限は部隊ではなく個々の自衛官に付与。
- PKO参加五原則**による限定

9条は自衛官の命を守ってきた

- ・武器輸出禁止
- ・ODA平和利用
- ・宇宙平和利用
- ・非核3原則

第2次安倍政権による人事権行使

- 内閣法制局は理屈として集団的自衛権行使に一貫して反対してきた。
- 2013年8月、集団的自衛権の行使を違憲とする山本庸幸長官を辞任させ、**容認論者であった小松一郎駐フランス大使を内閣法制局長官とする人事を発令。**
- この人事を内閣法制局次長として見ていた横畠祐介氏が後任の長官となり、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を認めてしまい、2014年7月1日、安倍政権の閣議決定がなされる。

自衛の措置としての武力行使の新三要件 (2014.7.1)

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、**又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される**明白な危険**があること**
—政府は、「我が国の存立が脅かされ」「国民の……権利が根底から覆される」「明白な危険」の文言により、憲法上許容される限度に集団的自衛権の行使が限定されているとする。
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に**適当な手段がないこと**
- 必要最小限度の実力行使にとどまること**

自衛の措置としての武力行使の新三要件 (2014.7.1)

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、**又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される**明白な危険**があること**
—政府は、「我が国の存立が脅かされ」「国民の……権利が根底から覆される」「**明白な危険**」の文言により、憲法上許容される限度に集団的自衛権の行使が限定されているとする。
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に**適当な手段がないこと**
何の歯止めにもなっていない
- 必要最小限度の実力行使にとどまること**

集団的自衛権行使への解釈変更

明白な憲法違反

- 憲法の解釈変更という手法は許されない
 - 自衛隊は世界中で戦う部隊となり、**憲法9条違反**。
 - 国家が憲法実践としてきたものが集団的自衛権不行使であり、これを解釈で変更することは**立憲主義違反**。
 - **軍事同盟政策への逆戻り**であり、自衛隊の海外派遣への法的な歯止めがなくなってしまった。
- 集団的自衛権そのものの危険性
 - 行使を認めると**米国の戦争に巻き込まれ**、敵国やテロの標的になり、かえって**国民が危険**にさらされる。
 - 米国との関係、東アジアの安定を考慮すると、近隣諸国との**緊張を高める**べきではない。

新安保法制施行後の状況

- 進む日米の軍事的一体化
 - ・米艦や米機防護の**常態化**
 - 2017年…2件、2018年…16件、2019年…14件、2020年…25件、2021年…22件※豪州1件、2022年…31件※豪州4件
これまで合計110件(うち豪州5件)
 - ・第5次アーミテージレポート(2020年12月)
 - 「日米の防衛協力については、『相互運用』から『**相互依存**』のレベルにまで高め、ミサイル防衛については2カ国間で過剰な出費や重複を避けるべく**調整を進めるべき**であるとす。」
- 自衛隊のインド洋・南シナ海での訓練
 - ・2017年から米印日共同訓練「マラバール」参加
 - 中国の**一帯一路の押さえ込み**
 - ・南シナ海で米豪印越の海軍と共同訓練
 - 海南島の中国潜水艦のけん制

自衛隊の役割・任務が日本防衛を越えて地球規模の米軍支援

「オリエント・シールド22」

- 陸上自衛隊と米陸軍による共同訓練であり、米陸軍高機動ロケット砲システム(ハイマース)が初めて奄美に展開し、陸自との対艦戦闘を実施。日米の電子戦部隊も初参加。島嶼作戦の連帯強化を図った。
- 米陸軍の対戦車ミサイル「ジャベリン」と陸自の対戦車ミサイル「01式軽対戦車誘導弾」による初の実弾射撃訓練を実施。

61

「キーン・ソード23」

- 南西諸島などで行われた自衛隊と米軍による今年度最大規模の日米共同統合演習
- 日米双方が主要装備品を使用した演習を行い、日米の即応態勢を確認し相互運用性を向上させる。
- 主な実施場所は自衛隊施設、在日米軍施設、津多羅島、奄美大島、徳之島、日本周辺海空域など。
 - 自衛隊から約2万6000人、艦艇約20隻、航空機約250機、
 - 米軍から約1万人、艦艇約10隻、航空機約120機
 - オーストラリア軍から艦艇1隻、航空機1機、カナダ軍から艦艇2隻、航空機1機、英軍から艦艇1隻が参加。

62

石垣市議会 意見書2022/12/19

「国境の島ともいわれる、石垣島の現場で日々生活するなかで自衛隊の配備にはこれまで賛否の意見があったが、防衛省主催の住民説明会では、配備される誘導弾(ミサイル)は、他国領土を攻撃するものではなく迎撃用であくまでも専守防衛のための配備という説明であり、それを前提に議論が行われてきた。ここにきて突然、市民への説明がないまま、他国の領土を直接攻撃するミサイル配備の動きに、市民の間で動揺が広がっており、今まで以上の緊張感を作りだし危機を呼び込むのではないかと心配の声は尽きない。石垣市議会は、『平和発信の島』、『平和を希求する島』との決意のもと議会活動しており、自ら戦争状態を引き起こすような反撃能力をもつ長射程ミサイルを石垣島に配備することを到底容認することはできない」

63

米国軍事戦略のための自衛隊

- 「オリエント・シールド22」(Orient Shield22)
 - 米国のための「東洋の盾」
- 「キーン・ソード23」(Keen Sword23)
 - 米国のための「鋭い剣」
- 日本がアメリカの盾になり剣になる訓練。
 - アメリカの要求に沿う形で与那国島、石垣島など八重山諸島、沖縄、九州に自衛隊基地が配備・強化されてきた。そしてアメリカ軍事戦略を自衛隊に実施させるための日米共同軍事訓練が頻繁に行われている。

アメリカはアメリカの軍事目的のために自衛隊を利用しているだけという現実

台湾有事の戦場は、台湾と日本であり、アメリカ本土や中国本土ではない。

64

アメリカ軍関係の新聞 「STARS AND STRIPES」

Nov.14.2022

- 「Okinawa bases won't survive in a conflict with China.」
 - 「沖縄の基地は中国との紛争で生き残れないだろう。」
- 「Nothing on the first island chain, especially not Kadena, will be survivable in a conflict with China.」
 - 「第1列島線、特に嘉手納には生き残れるものは何もないだろう。」

「法と民主主義」574号・飯島滋明教授報告 65

敵基地攻撃能力論(反撃能力)

- 相手国の領域内にあるミサイル基地等を攻撃するためのいわゆる敵基地攻撃能力を保有しようという議論
- 問題点
 - 反撃能力という言葉は不適切
 - 先制攻撃になる危険を覆い隠す表現、ミサイル基地に留まらない。
 - 抑止力の本質は戦争する意思と能力を相手に示す威嚇
 - 具体的にどの国を対象としているのか
 - 北朝鮮、中国、ロシア-ミサイルと持ち、核兵器を持つ国が相手
 - ウクライナがロシア領域内の敵基地攻撃をしていない現実を無視
- 相手が攻撃着手する前に日本が攻撃をすれば、違法な先制攻撃となる。また、反撃をすればそれで終わるものではない。
 - ミサイル等による攻撃の応酬になり、相手を叩き潰すまで止められなくなる。まさに殲滅戦、全面戦争へと突入する危険。
- このような武器の保有は、戦力の保持(9 II)にあたり、敵の領土を攻撃することは紛争解決のための武力行使(9 I)で違憲。66

原発を維持したまま
専守防衛を捨てて
敵基地攻撃能力を持つことが
安全保障の強化になるのか

防衛費を倍増する負担は
自分たちを幸せにするのか

そして何よりも
私たち一人ひとりに戦争する意思があるのか

これほどの大転換が憲法を無視して行われている。

今、国民の覚悟が問われている。

67

憲法9条を変えることは、
これらをすべて認めて、
憲法によって正当性を与える
ことになります。

68

憲法9条について考える際には、
戦争の実態を知っておくことが必要です

69

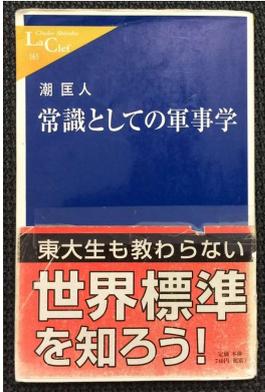
『戦争で死ぬ、ということ』島本慈子
(岩波新書)



70

- 戦争とは狂気への扉である。わが身を殺そうとする攻撃を受ければ、誰も敵の殲滅を願う。殲滅を願った時点で心のブレーキは壊れている。戦場という暴力装置の中に置かれたとき、人間は本来のその人ではなくなる。
 - 日本兵がフィリピンの赤ちゃんを銃剣で串刺しにして殺したという話
 - フィリピン人がとらえた日本兵に対し、生きたまま両耳を切り取りそれから殺した話
 - ルソン島の米兵が子どもを抱いて立ちすくむ日本人の母親を戦車でひき殺し笑っていた話
- 「強調したいのは、戦争そのものが、大なり小なり非人間性、残虐性をどこかで求めるということである。戦場における狂気の沙汰からは、程度の差はあれ、いかなる軍隊も逃れられない。

71



72

軍隊は国民を守るための組織ではない

- これは軍事の常識
- 軍隊は何を守るのかと言い換えるなら、その答えは国民の生命・財産ではありません。それらを守るのは警察や消防の仕事であって軍隊の「本来任務」ではないのです。(潮匡人「常識としての軍事学」)

73

『日本国防軍を創設せよ』栗栖弘臣 (小学館文庫)



74

今でも自衛隊は国民の生命、財産を守るものと誤解している人が多い。政治家やマスコミも時々この言葉を使う。しかし、国民の生命、身体、財産を守るのは警察の使命(警察法)であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない。自衛隊は「国の独立と平和を守る」(自衛隊法)のである。

「日本国防軍を創設せよ」(栗栖弘臣)78頁

75

兵士が人でなくなる

- アメリカ海兵隊の新兵訓練の目的は、「人を殺せるようにすること」
 - 第二次世界大戦で、見える敵への発砲率が15~20%に過ぎなかったことの衝撃から訓練を見直す。
- 98%の人間は人を殺せないが、人を殺すことに対する心理的なバリアーを除く教育が必要(同種殺しの抵抗感の除去)。
- 12週間の訓練の後、3ヶ月の実戦的訓練を積んだだけでイラク、アフガンの戦場に送られる。
- 殺人を任務とする、人を殺せる人間に作られていく。

76

アメリカ帰還兵の現実

- 貧困層、仕事がない若者が軍隊に入らざるを得ない厳しい現実(経済的徴兵制)。
- 本当は大学に行きたかった(新兵の奨学金希望者85%)。その学費を奨学金で得たかったのに、実際には帰国後はそうした意欲も失われる(卒業できるのは15%)。
- 戦死者以上の帰還兵の自殺者
- 麻薬、犯罪、貧困に苦しむ。
- PTSD、うつ病に苦しんでいる。

77

- イラク・アフガニスタン戦争に派遣された米軍兵士200万人を超える。
 - 米軍戦死者 累計約6700人。
 - PTSDに苦しむ者 60万人以上。
 - 自殺者 年間7000人(一日あたり平均20人)。
- イラクに2度派遣された元陸軍軍曹ダニー・オニールさん(37)の所属した部隊では、9人が戦死し、米国帰還後に15人が自殺した。
 - 自身もPTSDに悩まされ、これまで2度、自殺を図った。「毎日、毎日、頭の中でぐるぐると回り続ける怒りや罪悪感...。命を絶つ以外に逃げ道がなかったんだよ」

(北海道新聞2019/9/10による)

78

<ダニー・オニールさん> (37)

9.11の後「自分が敵と戦えば、罪のない市民は攻撃されないと思った」。すぐに上司に電話し、会社を辞めて軍に入ると伝えた。勇んで乗り込んだイラクの地。空爆支援などを行う前方監視の任務の現場は凄惨だった。目の前で仲間が血を噴き、爆弾で手足を飛ばされ死んでいった。同僚の血や肉片がついた車両を洗うよう、部下に命じなければならなかった。自爆テロ直後の市場には、幼いイラク人の子供の遺体がいくつも転がっていた。...

帰還後、ある日、家族でドライブ中にタイヤが音を立ててパンクした。それだけで爆弾が爆発したときと同じように反応し、全身から汗が噴き出し、何分間も手の震えが止まらない。突然、錯乱し大声を上げるようになった。...

そして軍に志願した当時の自分をこう振り返った。「あまりに考えが子供じみていた。結局、戦争に行っても何も変えられなかったんだ」

(北海道新聞2019/9/10による)

79

作者: デイヴィッド・フィンケル, 古屋美登里

80

日本の自衛隊員は？

- 日本においても、イラク支援のため、2003年から2009年までの5年間で延べ約5600人の自衛隊員が派遣された。イラクから帰還後に21人の自衛隊員が自殺した(北海道新聞2023/4/28)。
 - 日本国民の自殺者数は、21,881人で5700人に1人(2022年度)。そのほぼ21倍の自殺率
- 自殺にいたらないまでもPTSDによる睡眠障害、ストレス障害に苦しむ隊員は全体の1割から3割とされる。非戦闘地帯にいて、戦闘に直接かかわらなかった隊員にすらこのような影響が出ている。
- そして日本では、そうした隊員に対する支援のシステムができていない。

81

戦争とは人を殺し殺されること

「戦争とは人が殺され人間的なものが死ぬことです」
(半藤一利)

そして

どの戦争にも必ず「戦争の後」がある。

これからも出てくる勇ましい言葉や宣伝に惑わされないこと。

82

日本に期待される国際貢献は

- 非戦と非核、軍縮を内外で積極的に推進
 - 核・生物・化学兵器の全面禁止など
- 紛争後の復興支援
 - 武装解除、インフラ整備、農業支援、産業支援、財政援助、教育支援、法整備支援他
- 紛争の原因除去のための積極的活動
 - 飢餓、貧困、疾病、災害、人権侵害、環境破壊、経済と教育の格差といった構造的暴力をなくすために、国際社会において積極的な役割を果たす(人間の安全保障の推進)。
 - 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(憲法前文2項)。これの実践が重要。
- 軍事力だけが国際貢献ではないし、安全保障でない。

83

我々にとっても大切なこと

- 相手の立場に立って考える。
- 想像力を働かせる。
- 一步先を考える。
- そして、具体的に考えること。
 - 自衛隊の実態を踏まえること。
 - 戦争のことを私たちは、どこまで知っているだろうか。

84

今こそ、冷静さが必要

- 戦争の**悲惨な現実**を知ること。
- しっかりと想像力を働かせること。
 - 映画やゲームのようにかっこいいものなんかではない。残酷で、無残で、悲しいだけ。
- 耐えがたい苦痛を家族や友人にもたらず。
- 武力行使によって**さらに重大な問題**を引き起こす。
- 軍事力によっては、**問題は解決できない**。

どんな理由があっても、戦争という手段では何も解決しないのだから、**憲法9条を変えるべきでない**。

85

どちらが楽観主義・お花畑なのだろうか

- 軍隊は**国民を守るもの**だと思う楽観
- **抑止力を高めたら相手は必ず従う**と思う楽観
- **戦争すれば勝てる、または被害はない**と思う楽観
- **攻められても原発は標的にならない**と思う楽観
- **敵を作ってもテロの標的にはならない**と思っている楽観
- **戦争になっても犠牲になるのは自衛官だけ**と思う楽観
- **軍事費が増大しても、国民の福祉や社会保障に影響ない**と思っている楽観
- **日本の政治家には、米国の要求を拒否できる能力があり、軍需産業の意向や利権などには左右されない**と思う楽観
- **戦前、失敗した軍事力の統制を今の政治家ならできると**思っている楽観

86

現実主義を標榜する人は、
現実の一部を自分たちに都合よく
選んで主張しているだけ。

私たちは「それとは違う現実」が
あることを知る必要がある。

87

「壁の向こうに友人、理解者、仲間を作れば、壁は壁でなくなる。」
(ダニーロ・ドルチ)

壁は物理的なものではなく、

私たちの意識の問題なんだ。

88

非立憲を立憲に引き戻すために
憲法9条を変えさせないために
我々がなすべきこと

89

今、私たちに必要なこと

- この国を**どんな国にしたいのか**、私たち自身が覚悟を決めること。
 - 国は与えられるものではなく、私たちが創り上げるもの。
- **萎縮しないで、声をあげる**。
 - 家庭、職場、学校、地域で**話題にし続ける**。
- **想像力(イマジネーション)**
 - 戦争の悲惨さへの想像力
 - 慎重すぎるくらいがちょうどいい。
 - 自分の生活がどう変わるかへの想像力
 - 今こそ、歴史から学ぶ**勇気と誇り**

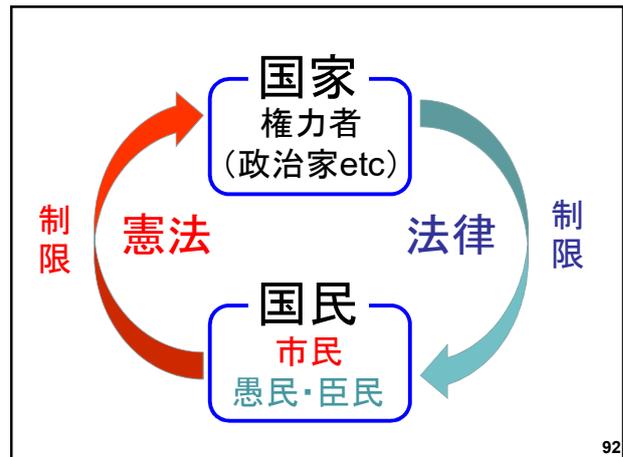
憲法を生活や仕事の中で活用する

90

マルチン・ニーメラー牧師の告白

はじめにやつら(ナチス)は**共産主義者**に襲いかかったが、私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。
 そして、やつらは**社会主義者と労働組合員**に襲いかかったが、私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。
 つぎにやつらは**ユダヤ人**に襲いかかったが、私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。
 そして、やつらが**私**に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった。

91



92

自立した市民をめざそう

- 自立した市民にならないと損をする。
 - 自立した市民として賢く生きるために学び続けること。
 - 自立した主体的に生きる市民
 - 自らの意思で**学び、考え、行動**し、社会にかかわる。
 - **物言う口うるさい民。** **家庭・学校・職場・地域**
 - 愚民・臣民
 - **誰かに任せ、従順**に従い、自由がなくとも、守ってもらえればよしとする。自らこれを選択している。
 - **物言わぬ従順な民**(選挙にもいかず任せきり)。
- 非立憲国家の為政者は愚民を歓迎する。**

93

ただ一人の人間の命は、
 この地球上で一番豊かな人間の全財産よりも
 100万倍も価値がある。

もし私たちが空想家のようなだといわれるならば、
 救いがたい理想主義者だといわれるならば、
 できもしないことを考えているといわれるならば、
 何千回でも答えよう
 「その通りだ」と

チェ・ゲバラの言葉

94

最後に

- 明日の日本は今日の私たちが創る。
 →今を変えれば未来を変えられる。
憲法の理想に現実を近づけることこそ必要。
- 今を生きる者としての責任**を果たし**誇り**を持つ。
 →**憲法を知ってしまった者**として今できることを。
市民として主体的に行動する。
 そして、**連帯の力への確信**。
- Festina Lente** (ゆっくりいそげ)
 慌てず、焦らず、諦めず、
 一歩一歩が大切。

95